

東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針の改訂内容（案）

項番	改訂項目	改訂の考え方	主な改訂内容（案）
1	東日本大震災後の法令及び制度改正	災害対策基本法や 東京都地域防災計画等、指針作成以降の法令及び制度改正を反映	<p>① 災害対策基本法における避難行動要支援者名簿の作成義務を挙げ、災害時個別支援計画作成を一層推進する必要があることを記載</p> <p>② 東日本大震災以降の災害に触れ、人工呼吸器使用者・家族の自助・共助力を高めることの必要性に言及</p>
2	関係機関	関係機関の役割分担に基づく連携した対応を促すため、在宅人工呼吸器使用者の支援の中心となる機関を明示	各区市町村の「在宅人工呼吸器使用者災害時支援窓口」を安否情報を集約する機関として掲載
3	災害時における受診	発災時には電源確保のみを目的とした入院は困難となる場合が予測されることから、入院先を事前に決めることは実態として困難	災害時に体調が悪化した場合の相談先を予め話し合っておくとともに、どのような状態の悪化が受診、入院の目安となるかなどを、平常時からかかりつけ医に相談しておくことを勧める内容に変更
4	電源の確保	<p>① 在宅で予備電源等を確保しながら療養継続するために準備すべき事項を例示</p> <p>② 停電時に機器のバッテリーの充電ができる発電設備がある場所を事前に確認しておくことを勧奨</p>	<p>① 人工呼吸器については、長時間の停電に備えて、複数台の外部バッテリーを用いて交互に充電できるよう準備することが重要である旨を記載</p> <p>② 災害に備えて医療機器等の充電状況等を確認しておくよう記載</p>
5	情報収集及び行動の整理	避難開始の目安となる情報等、確認すべき気象情報や避難情報とその内容について追加	令和元年5月に都が作成した「東京マイ・タイムライン」を紹介するとともに、その考え方も踏まえながら、気象情報や避難情報をもとに、特性に応じた避難の準備や開始のタイミング等をあらかじめ決めておくことを勧奨
6	個別支援計画（様式）	<p>① 患者団体、WG、保健所、区市町村のご意見を基に、指針改訂の内容を反映し様式を改訂</p> <p>② 風水害については「東京マイ・タイムライン」を参考に個別支援計画の様式・手引を修正</p>	<p>① 各災害から停電の発生、在宅療養継続、避難に至るまでの対応の流れを示した図を掲載</p> <p>② 風水害時において、警戒レベルの定義よりも早めの行動を取るよう促す記載を追加</p>